

# 自動車整備士技能検定

自動車整備士技能検定を毎年実施しているが、国土交通大臣が指定した自動車整備士養成施設を修了した者は実技試験が、国土交通大臣の登録を受けた者（登録試験実施機関）が行う登録試験に合格した者は学科試験又は実技試験がそれぞれ免除される。

また、合格した者のうち3級以上は整備管理者に、2級以上は整備工場の整備主任者及び自動車検査員になることができる。

なお、対象装置が電子制御装置整備のみの場合は、車体整備士又は電気装置整備士に合格した者が整備工場の整備主任者になることができる。